

# 家庭菜園利用上の注意事項

1. 利用者は、町内に居住している方に限ります。
2. 菜園には駐車場がありません。
3. 申し込み及び利用は、1世帯1区画(約16㎡(岡田家庭菜園は25㎡))とします。
4. 利用期間は、令和8年4月1日から令和11年12月31日までとしますが、地主等の事情により、利用期間内に利用できなくなることがあります。
5. 利用期間内に都合で利用を中止する場合は、必ず寒川町役場環境経済部農政課農政担当に連絡し、辞退届を提出して下さい。
6. 利用期間終了時には、利用前の状態に戻して下さい。
7. 利用者は、その利用以外一切の権利の設定はできません。
8. 菜園内に工作物等の設置はできません。
9. 菜園を第三者に利用させることや、営利の目的で利用することはできません。
10. 区画外の通路等を私的利用することはできません。
11. 承認を受けた区画以外の区画の利用はできません。
12. 菜園内において出たゴミや草等は、各自で持ち帰って処理して下さい。区画内に埋めることも禁止です。
13. 利用区画内はもちろんの事、周辺通路等の清掃(除草等)に心がけて下さい。
14. 他の菜園利用者及び菜園隣地等に迷惑のかからないように利用して下さい。
15. 菜園利用の際は、自動車を菜園内やその周辺に駐車しないでください。
16. 以上の注意事項が守れないときには、利用許可を取り消すことがあります。

問い合わせ先：寒川町役場 環境経済部 農政課 農政担当

(電話：74-1111・内線751、752)